

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成25年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成29年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
53	2	0	55

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について  
II 使用料について

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3(2)減額・免除制度の適切な運用について(意見) 各施設における減額・免除制度が真にやむをえないものか内容を検討された。	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針を、関係部局と協議の上で決定した。 将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。	○	教育委員会	社会教育課	6352	118

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について  
IV ごみ処理有料化への対応について

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3(1)⑤ごみ処理の有料化の推進について(意見) ごみ処理有料化を推進することが望まれる。	「ごみ減量・資源化指針」に記載した、ごみ処理有料化制度導入の検討を開始する基準に基づき、平成28年度のごみ焼却量を点検した結果、微かではあるが減少していることから、まずは優先的に本指針に掲げる取り組みを推進することで、ごみの減量に努める。	△	自然共生部	自然共生政策課	6402	150
3(1)⑥ごみ処理のコストについて(意見) ごみ処理の手数料は、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮し設定することが望まれる。	ごみ処理有料化に向けた検討を開始する際には、環境審議会からの答申も踏まえ、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮して多面的に検討する。	△	自然共生部	自然共生政策課	6402	150